

(書式 1 - 3 - 3 - 2)

遺留分減殺請求権を行使しないことを希望する付言

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、遺言者の長女
〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

【付言事項】

今回、私の遺産相続で、家族みんなが揉めることがないように、今回こうして遺言書を作成しました。

夫に先立たれ、足腰の弱い私を、いつも病院に連れて行ったり、身の周りの世話をしてくれたりしたのは、長女の〇〇〇〇でした。ですので、私の財産は、長女〇〇〇〇に譲ろうと思います。

長男〇〇〇〇は、どうかこの遺言書のとおり私の遺産相続が行われるよう、見守ってほしいと思います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

付言事項には法的効力がないため、このような付言を記載したとしても権利者からの遺留分減殺請求を法的に防ぐことは出来ない。しかし、遺言者の想いを伝えることで、心理的に遺留分権利者による権利行使を抑止できる場合がある。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所